

電子契約の導入に関する 事業者向け説明会

令和6年10月29日
知名町役場 総務課



知名町

電子契約の対象となる契約

■町が相手方と締結する契約のうち 令和6年11月以降に契約する案件 とします。

(例) 建設工事

なお、**受注者が紙での契約または電子契約を選択できます。**

※法令等で書面での締結・交付が必要とされている場合など、従前通り書面による契約となることがあります。

※対象となる案件は、発注時に個別にご案内いたします。

電子契約の利用にあたって

電子契約を利用して契約を締結する際には「電子契約利用申出書」を提出していただく必要があります。

■ 「電子契約利用申出書」への記載内容

- ① 電子契約利用の同意
- ② 契約締結権限者名及び契約担当者の氏名
- ③ 利用するメールアドレス

※電子契約締結権限者は、各事業者の定めに従いご判断ください。

※町ホームページに申出書様式等を掲載する予定です。

電子契約締結のながれ

事業者様

- ・ 電子契約利用申請書の提出

知名町

- ・ 契約書等の準備
- ・ 確認依頼メールの送信

事業者様

- ・ 契約内容の確認・同意

完了

- ・ 契約書の保存

契約締結から契約書管理まで可能な クラウド型の電子契約サービス

契約交渉済の契約書をアップロードし、相手方が承認するだけで
契約を結ぶことができます。

書類の受信者はクラウドサインに登録する必要がありません。



知名町からのお願い

電子契約を利用することにより、本町だけではなく契約相手方となる事業者様の双方にとってメリットがあり、利便性向上に大きく貢献できるものと期待しております。

■電子契約のメリット

- ◇ 事務作業の短縮、業務効率化（印刷・製本・押印省略）
- ◇ 印紙不要、持参や郵送コストの削減
- ◇ データ保管により書類紛失等のリスク回避

積極的な活用につきまして、ご検討いただきますようお願いいたします。